



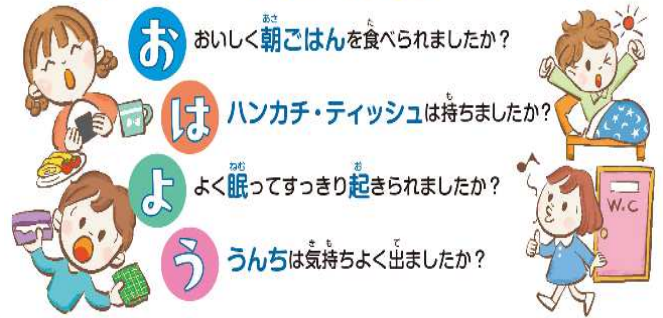
令和7年4月8日
学校法人須磨浦学園
須磨浦小学校

ご入学、ご進級おめでとうございます。

新しい年度、新しい春が始まりました。毎日をイキイキ
楽しく過ごすために大切なものは何だと思いますか。
答えは、早寝・早起き・朝ごはんなどの正しい生活リズム
と習慣です。心と体の元気のために、生活リズムと
習慣を見直してみてください。

みなさんが元気に過ごせるよう保健室からもサポート
していきます。保健だよりは、ぜひ親子で一緒にお読み
ください。1年間、どうぞよろしくお願いします。

毎朝の「おはようチェック」を習慣に



4月の予定

10日(木)	聴力検査(5, 6年)
11日(金)	身体計測(5, 6年)
14日(月)	身体計測(3, 4年)
15日(火)	身体計測(1, 2年)
16日(水)	内科検診(1, 5, 6年)
18日(金)	聴力検査(3, 4年)
21日(月)	聴力検査(1, 2年)
22日(火)	色覚検査(4年希望者)
23日(水)	内科検診(2, 3, 4年)
25日(金)	視力検査(1, 2年)
30日(水)	心電図検査(1年)



健康診断が始まります!

健康診断では、いろいろな検診・検査をして、体が健康かどうかを調べます。

視力検査

目の見えかた

眼科検診

目や目のまわりの
ようす

聴力検査

耳の聞こえの
ようす

耳鼻科検診

耳・鼻・のどの
ようす

尿検査

腎臓病や糖尿病などが
ないかどうかのチェック

運動器検診

手や足、骨・関節
などのようす

身体計測

身長・体重、
成長のようす

歯科検診

歯やあご、歯肉
(歯ぐき)のようす

内科検診

心臓や肺、骨・
皮膚のようす、
栄養がとれているか
どうかのチェック
結核検診
「結核」という
病気のうたがいが
ないかどうかの
チェック

健康診断は、みなさんの体がどのように、どれくらい成長したか、
体に異常や病気がないかを調べる大切なものです。健康診断のとき
は、「一列に並んでしずかに待つ」「校医の先生にあいさつする」な
どの約束を守りましょう。

お世話になる校医の先生です

内科：三田綾子先生 眼科：柴原栄先生 耳鼻科：武田典子先生 歯科：久米徹先生

<保護者の方へ>

朝の健康観察のお願い

ご入学、ご進級おめでとうございます。

本年度もご家庭のご協力のもと、お子様たちの健やかな成長のお手伝いをしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、子どもたちが元気に学校生活を過ごすためにも、毎日の検温を含んだ健康観察をよろしくお願いいたします。

体調が悪い時は無理をしない様にしてください。

ココをチェック!

✓ぐっすり眠れている

✓朝ごはんを食べた

✓発熱していない

✓表情は明るい

✓いつもと変わりがなく元気そう

(頭やおなかなどを痛がる様子はない)



学校における内科検診について

学校での内科検診は、様々な疾患が潜んでいないかどうか見逃さないように確認する必要があるため、医療機関での「診察」とは実施方法が異なります。

学校においては、人権意識が高まっている中で、子どもたちが安心して検診を受けることができるよう、学校医と相談の上、子どもたちのプライバシーや心情面に配慮した対応をより一層徹底して実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、個別に配慮が必要な場合は、事前に学校にご相談ください。

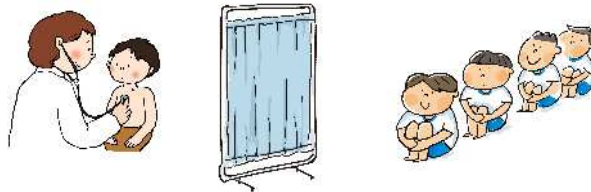
【実施方法】 <待時間>

衝立の中で、服の袖を抜いておく、服を脱ぎ前に当てておく



<検診時>

待機とは別の衝立の中で個別に検診をする



※上半身の皮膚や甲状腺の病気、骨格の変形（脊柱側弯症など）などの早期発見のためには、下着の上からではなく、素肌を直接確認する必要があります。

※当日欠席された際は、他学年での同検査に間に合えばそこで実施をします。できない場合は「未検査」となります。ご心配なことがありましたら、かかりつけ医もしくは専門医へ早めに受診をしてください。他の検診も同様です。

日本スポーツ振興センター災害共済給付について

学校生活の中でケガをして受診すると、災害給付金の請求ができます。

●授業中、休み時間、学校行事、登下校中などのケガ。

●保険診療による初診～治癒までの医療費総額5,000円（診療報酬点数500点）以上が対象です。

●給付事由が発生してから2年を過ぎると請求できなくなります。

なお、申請の際には受診した医療機関による証明が必要です。

学校でけがをして受診された場合は、ご連絡をお願いいたします。

※ご注意ください

学校管理下でけがをして、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度による医療費の給付対象となる時は、こども医療等の福祉医療助成の対象外となる市町が増えていますが、但し医療費総額が5,000円（診療報酬点数500点）に満たない場合は災害共済給付の対象外となるため、福祉医療助成が利用できます。詳しくは病院の窓口もしくは学校までお尋ねください。（医療費総額は病院、薬局、複数月の合算可能です）

